

スポーツマンハウス鈴鹿レストラン運営業務委託企画提案コンペ参加仕様書

1、企画提案の目的

公益財団法人三重県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、本協会が所有するスポーツ合宿向け宿泊施設「スポーツマンハウス鈴鹿」（以下「当施設」という。）のレストランについて、安定した経営と施設特性に配慮した良質なサービスを提供するため、専門の事業者運営を委託することとし、その目的にふさわしい業務委託先を選定するため、企画提案方式により受託を希望する事業所を募集します。

2、業務内容

- (1) 業務名 スポーツマンハウス鈴鹿レストラン運営業務
- (2) 募集内容 別に定める「スポーツマンハウス鈴鹿レストラン業務委託に係る基本要件」を基本的条件とし、本募集の目的にふさわしい企画提案を求めます。
- (3) 委託期間 契約締結日から 2021 年 3 月 31 日まで

ただし、業務内容に問題がなく、本協会又は受託者から契約期間終了の 3 ヶ月前までに契約終了の申し入れがない場合は、翌年度 3 月 31 日まで、契約を更新したものとみなし、以降毎年度、同条件を反復、継続します。

なお、現在スポーツマンハウス鈴鹿は、コロナウイルス感染症対策の宿泊療養施設として指定されており、レストラン営業開始日は、療養施設の指定解除後、契約締結者と協議のうえ決定します。

3、企画提案参加に伴う資格に関する事項

本企画提案に参加できる事業所（以下「参加事業所」という。）は、当施設の特性と企画提案の基本的条件を理解し、業務資質の向上と効果的な運営方法を立案、実施できる法人で、次の要件を満たす事業所とします。

なお、下記の要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申し立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含み、同法に基づき更生手続開始の申し立てをされた者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項、又は、第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可を受けている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 条）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含

む。)

- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 三重県が定める「三重県物件関係落札者資格停止要綱」に基づく落札資格停止を受けている期間中でないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) すべての三重県税並びに消費税及び地方消費税について未納のないものであること。
- (6) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の許可を持ち、社員食堂、レストラン等の飲食施設の運営について、平成 28 年 4 月以降に 3 年以上の運営実績を有すること

4. 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
①募集要項等の公開・配布	公告日から 2020 年 7 月 15 日(水) まで
②現地説明会参加申し込み期間	2020 年 7 月 15 日(水) まで
③企画提案参加申請書兼誓約書提出	2020 年 7 月 15 日(水) まで
④現地説明会	2020 年 7 月 20 日(月) 午後 1 時
⑤募集要項等に関する質問受付	2020 年 7 月 23 日(木・祝) まで
⑥質問に対する回答	2020 年 7 月 28 日(火)
⑦企画提案書の受付	2020 年 7 月 20 日(月)から 7 月 31 日(金)まで
⑧試食審査	参加者に個別に通知します。
⑨提案審査結果の通知	審査終了後個別に通知します。

(2) 募集要項等の配布

配布時間は上記 4 の①の期間内の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとし、本協会及び当施設ホームページからもダウンロードが可能です。

本協会 URL : <http://www.mie-sports.or.jp>

当施設 URL : <http://www.sportsmanhousesuzuka.com/>

なお、郵送での配布は行いません。

(3) 参加申請書

参加事業所は、下記の書類を当施設宛に持参又は簡易書留による郵送で上記 (1) の③の期間内に提出してください。

- ① 参加申請書兼誓約書（様式 1）
- ② 法人概要書（様式 2）
- ③ 履歴事項全部証明書
- ④ 直近事業年度の事業報告書
- ⑤ 直近 3 事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類）
- ⑥ 納税証明書

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が 6 ヶ月以内に発行したもの）の写し

イ 三重県内に本支店又は営業所を有する事業所にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が6ヶ月以内に発行したもの）の写し

- ⑦ 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けている場合には、処分の概要、原因及び対応を記載した資料

(4) 現地説明会

① 現地説明会の参加受付

現地説明会への参加については、現地説明会参加申込書（様式3）を当施設宛にFAX、メール、郵送にて上記（1）の②の期間内に提出してください。

※現地説明会への参加は、企画提案提出の条件ではありません。

② 現地説明会の実施

現地説明会の参加者は、説明会当日に当施設へお越しください。4の（1）の④に記載の指定時間までに来場されない場合は欠席とさせていただきます。

なお、当日の資料配布は行いませんので、必要な書類等は各自で持参してください。

(5) 募集要項等に関する質問受付

企画提案書作成に伴い質問がある場合は、質問書（様式4）に記入し、当施設宛にFAX、メール、郵送にて上記（1）の⑤の期間内に提出してください。質問に対する回答は、上記（1）の⑥の日に本協会のホームページに公開します。

(6) 企画提案書の提出

① 参加事業所は、企画提案書（様式5）を当施設まで持参又は郵送の場合は書留で郵送してください。左記以外の提出方法での受付は行いません。

② 企画提案書提出時の留意事項

ア 企画提案書は正本1部と副本5部を提出してください。

イ 企画提案に関するすべての経費は、参加事業所の負担となります。

ウ 提出された提案書の返却は行いません。

エ 企画提案書に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているすべての事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加事業所が負うものとします。

オ 提出期限後の提案書の差し替え及び変更については明らかな誤字等の修正以外は認めません。

5. 審査に関する事項

企画提案の審査は、本協会が設ける「スポーツマンハウス鈴鹿レストラン運營業務委託先選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が行います。

(1) 書面審査

提出いただいた企画提案書を選定委員会において審査します。

(2) 試食審査

- ① 実際に当施設のレストランで調理を行い、提供する食事のサンプルを作成していただきます。なお、試食審査日及び作成していただく内容及び分量については参加事業所へ別途通知します。
- ② サンプル作成に関する食材等及び試食用の食器は全て参加事業所が準備してください。なお、現在レストランで所有する食器等については、試食作成時に使用することも可能です。
- ③ その他、試食に関して必要な事項がある場合は参加事業所と別途協議を行います。

(3) 評価項目及び評価内容

- ① 評価項目及び評価内容は別表 1 のとおりとします。
- ② 別表 1 の評価項目及び評価内容に基づき、企画提案書各項目の提案内容を選定委員会で審査し、最優秀提案者を決定します。なお、企画提案書と試食審査のメニューに大幅な相違点がある場合には提案書に記載された内容を基本として審査します。
- ③ 複数の最高得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として、選定委員会の出席審査員で協議し、最優秀提案者を決定します。
- ④ 最優秀提案者の決定にあたっては、各審査員の評価点の合計が評価点上限の合計 60%以上であることを最低基準とします。
- ⑤ 参加事業所が 1 社の場合でも審査は実施し、評価の結果において上記の④の最低基準を満たすときは、当該事業所を最優秀提案者とします。
- ⑥ 全ての参加事業所が最低基準点に満たない場合、又は参加事業所がない場合は、本協会入札審査会で協議を行います。

(4) 審査結果

提案審査の結果は全参加事業所に書面で通知し、その結果は本協会ホームページで公開します。なお、公開内容は下記のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称
- ② 全参加事業所の評価点及び順位（2 位以下の参加事業所名は公開しません）

6、契約に関する事項

最優秀提案者と本協会が協議したうえで仕様を確定させたのちに契約を締結します。

なお、仕様の内容は提案内容を基本としますが、必要に応じて仕様の詳細を協議し、内容を変更する場合があります。また、仕様の詳細協議が最優秀提案者とまとまらなかった場合は、評価結果において次点者（最低基準を満たしている者に限る）と協議を行うこととします。

7、手続き担当部署及び連絡先

スポーツマンハウス鈴鹿管理事務所

〒510-0261 鈴鹿市御園町 1669 番地

TEL : 059-372-6055 (又は 059-372-6057)

FAX : 059-372-2557

E-Mail : shukuhaku@sportsmanhousesuzuka.com